

課税・免税別を開催します

インボイス制度導入に向けた学習会

2023年10月に適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。これにより、消費税における仕入税額控除の要件が現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直され、免税事業者による適格請求書の発行は認めないとしています。消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになります。早めの対策が取れるように学習会への参加をお願いします。

日 時 ~~①免税事業者対象＝8月23日(火) 18時から~~ 締め切り

②課税事業者対象＝9月28日(水) 18時から

※7月29日に予定していた「課税事業者対象の学習会」は感染拡大により、9月28日に延期となりました。

会 場 東京建設従業員組合本部会館 3 階会議室
(江戸川区東葛西7-6-4)

講 師 東部会計江戸川事務所 山崎 哲 税理士

参 加 感染者の急増に伴い、Zoom での参加を基本とします。

〈Zoom による参加〉

- ・ミーティング ID. パスコードはメールにてお知らせいたします。
- ・会議の資料は事前に郵送いたします。

..... 下記を FAX してください

インボイス学習会 社保税対部あて (FAX)03-3689-3199

..... 支部 氏 名

① ~~8月23日(火)「免税事業者向け」 18時00分～~~

② 9月28日(水)「課税事業者向け」 18時00分～ ※Zoom での参加のみ受付可

Zoom (アドレス)

東京建設従業員組合 書記局担当 辻本 TEL 03-3689-3191

適格請求書等保存方式(インボイス制度) 仕事はどう変わる！

～小規模な消費税課税事業者と免税事業者は大打撃～

1 「適格請求書等保存方式」ってなに？

(インボイス制度)

課税事業者が納付する消費税は「売上の消費税」から「仕入や経費の消費税」を差し引いて計算します(仕入税額控除)。そして仕入税額控除をおこなうためには、「記帳」と「請求書の保存」が必要です。

2019年10月より消費税率が10%に引き上げられ軽減税率8%が導入されたことから、請求書には税率ごとの税込金額の記載が必要になりました(区分請求書等保存方式)。

そして2023年10月からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。税率ごとに区分経理した帳簿、さらに請求書には適格請求書発行事業者であることを表す「登録番号」や「税率ごとの消費税額」の記載が求められます。

適格請求書の記載事項

〈適格請求書とは下記の記入がある請求書、納品書、領収書、レシート等の書類をいいます〉

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引を行った年月日
- 3 取引に係る資産又は役務の内容(軽減税率対象取引については軽減税率対象である旨)
- 4 税率ごとに合計した取引に係る税抜価格又は税込価格及び適用税率(10%又は8%)
- 5 税率ごとの消費税額等
- 6 書類の受領者の氏名又は名称

建設業における「適格請求書」のイメージ

請 求 書			
2023年●月●日			
ご請求額 金 660,000円			
お支払期限 2023年●月●日			
品 目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座 ●●製 型番ZEN-123	200,000	2	400,000
既存便座撤去および洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台 ●●製 型番SQU-456 (WH)	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去および新規洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小 計			600,000
消費税(10%)			60,000
合 計			660,000

振込先: ●●銀行●●支店
普通口座: 0123456
口座名義: カ) センケンコムテン
※お振込手数料はご負担にてお願いいたします。

株式会社 全建工務店 印
登録番号 T1234567890123

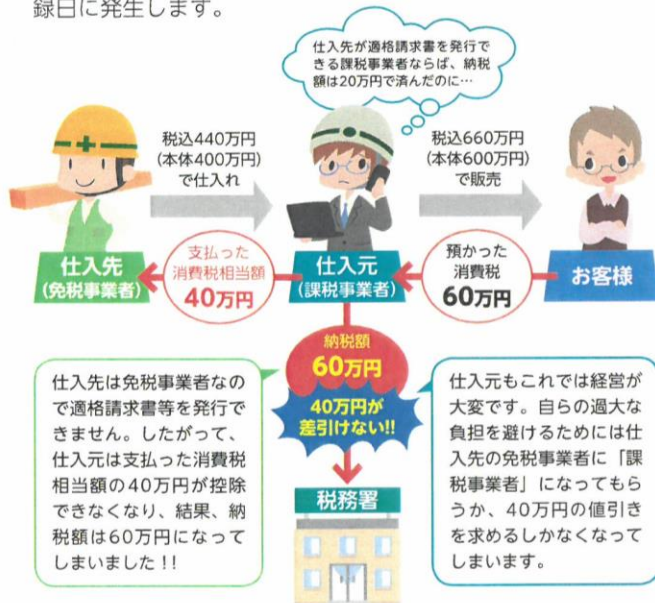
※建設業に8%の軽減税率適用の取引はありませんので、軽減税率対象であることを示す「8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。

2 適格請求書等保存方式の何が問題なの？

① 適格請求書発行事業者登録番号の記載が義務

適格請求書等には税率ごとの消費税額の記載が必要になるばかりか制度の実施に合わせて始まる「適格請求書発行事業者登録番号」の記載が必要になります。

この登録番号は適格請求書等の発行を希望する事業者の申請によって税務署が付番するものです。なお、登録の効力は税務署からの通知日ではなく、適格請求書発行事業者登録簿への登録日に発生します。



② 一大事!! ・免税事業者が取引から排除される!?

・課税事業者は消費税納税額が増大!?

適格請求書等保存方式の問題点は、適格請求書発行事業者にならなければ取引相手が仕入税額控除できないことです。免税事業者も請求書を出しますが、適格請求書等は出すことができません。これにより免税事業者の相手方が課税事業者であった場合、その課税事業者は免税事業者との取引分の仕入税額控除ができません。

その結果、免税事業者は取引相手の課税事業者から「課税事業者になるか」、「取引を終了するか」、「控除できない消費税相当額の値引きの強要」を求められる懸念があります。

課税事業者にとっても仕入税額控除ができないことは経営上の大きな負担となります。

※免税事業者が発行する請求書であっても、2023年10月から3年間は80%、2026年10月から3年間は50%の仕入税額控除が可能とされています。